

諮問第968号「令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直しに向けての考え方について」に係る質問及び回答

令和4年6月23日

No.	質 問	回 答
1	<p>条例では個人情報、特定個人情報の区別がありましたが、今後は区別がなくなり、個人識別符号がマイナンバーに相当するのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。「マイナンバー」については、個人情報保護法において個人識別符号のひとつとして取り扱われます（個人情報の保護に関する法律施行令第1条第6号）。</p> <p>なお、改正法施行後は、特定個人情報は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が直接適用され、現在と同様に保護される仕組みとなっています。</p>
2	<p>ガイドライン9 - 4に地方公共団体の機関は、「特に必要な場合」に審議会への諮問が認められると記載されています。世田谷区の考え方では個別事案の事後報告などで審議会への諮問を今後も考えていますが、これはガイドラインの「特に必要な場合」と相違しているのではないのでしょうか。</p>	<p>小委員会報告書における「報告」は、区における個人情報保護制度が適切に運用されているか事業実施の後に審議会が確認することを目的とするものであり、事前に審議会に意見を聴く「諮問」と性質を異にします。</p> <p>このことから、個別事案については事前「諮問」ではなく、事後「報告」となることから、改正法第129条における審議会への諮問の考え方とは相違しないものと考えます。</p>
3	<p>ガイドライン5 - 3 - 1で個人情報の安全管理は「安全管理措置義務」を施すこととし、ガイドライン5 - 4 - 1で問題が生じた場合は委員会に報告することになっています。職員に厳正な運用を遵守してもらうために罰則はあるのでしょうか。ないとすれば縛りは地方公務員法の職務規定などによることになるのでしょうか。</p>	<p>改正法、現行条例ともに、正当な理由がないのに個人情報ファイルを提供した場合、業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合、職権を濫用して職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密を含む個人情報を収集した場合について、罰則規定がございます。</p> <p>おっしゃるとおり、これらの法令等の規定以外に地方公務員法においても、守秘義務違反等に関する罰則規定がございます。</p>

4	<p>個人情報保護委員会、個人情報保護審査会は国が設置する組織であり、個人情報保護委員会は全国の地方自治体すべての問題に対処する立場と考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>個人情報保護委員会、情報公開・個人情報保護審査会は、いずれも国が設置する機関です。</p> <p>まず、個人情報保護委員会は、個人情報保護法全体を一元的に所管する機関となり、地方自治体の求めに応じ必要な情報の提供又は技術的な助言を行います（改正法第166条）。</p> <p>次に、情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開法等、国の機関における開示等決定に対する審査請求の調査審議を行う機関であり、世田谷区区においては、世田谷区行政不服審査会がこの機能を担っています。</p>
5	<p>基本方針の3に明記されている行政への区民参加、区民監視の制度として審議会制度は有効であるとの考え方に異論はありませんが、個人情報の取扱いは安全措置を講じながら法の趣旨のように効率化も必要ではないかと思えます。法の求める審議会は個別事案ではなく保護制度の運用や在り方についての審議になっています。基本方針3に記載されている審議会はどのような審議を想定しているのでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、改正法において求められる審議会の役割は、これまでの区における位置付けとは異なるものです。この点を踏まえ、「世田谷区の3つの基本方針」の「3」を策定しました。令和5年4月1日以降の審議会は、区民の自己情報コントロール権を担保する方法のひとつとして、区における個人情報を取扱う一定程度の事業の状況を事後に確認し、その取扱いや運用状況が適正であるかについて審議するものと想定しております。</p>
6	<p>小委員会報告書の7「定義」要配慮個人情報の「地域の特性その他の事情」とは、条例化しない事だが、命に係わる事なので、小委員会の考え方、何らかの手当を明確にできないのでしょうか。救える命が守れていない気がします。</p> <p>個人情報の基本遵守を大事にできる見直しを期待します。</p>	<p>条例要配慮個人情報を規定した場合は、個人情報ファイル簿に関する特則が適用され（改正法第75条第1項及び第4項）、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときに個人情報保護委員会への報告義務が生じますが（改正法第68条第1項等）、これ以外に他の個人情報との取扱いを異にするものではありません。</p> <p>もっとも、当然ながら、条例要配慮個人情報を規定しないからといって漫然と個人情報を管理することは認められません。また、配慮すべきか否かにかかわらず、区民の個人情報を適正に管理していくことは必要不可欠です。心身・生活に危険を及ぼすことに繋がるような個人情報については、条例要配慮個人情報の規定の有無を問わず、区で適正に管理・運用を行っていくため、引き続き適切な手当の方法を検討してまいります。</p>

7	<p>個人情報保護委員会と審議会の位置づけについて、上手く理解できません。委員会からの助言があるとされていますが、具体的にどのようになるかお伺いしたいです。</p>	<p>現在、地方公共団体では、それぞれの条例に基づき個人情報保護制度を運営しています。多くの地方公共団体においては、個人情報保護制度の適正な運営のために審議会等を設けています。改正法により、全国的な共通ルールが規定されることとなりますが、民間を含めた改正法全体を所管する組織が個人情報保護委員会となります。</p> <p>改正法が全国的な共通ルールとなることから、その解釈や運用については、個人情報保護委員会が所管することとなり、これまで区の審議会で審議してきたような個別案件における個人情報の取扱いについては、改正法で既に運用のルールが定められていることから審議会への個別諮問は不要であり、許容されないとされています。</p> <p>なお、改正法の運用について疑義がある場合には、同委員会は地方公共団体の求めに応じ必要な情報の提供又は技術的な助言を行うとされています（改正法第166条）。</p> <p>もっとも、地方公共団体において改正法の範囲内で「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であるとき」は審議会等へ諮問することが可能です（改正法第129条）。今後、審議会は、上記のような場合の諮問に基づく審議のほか、区民参加・区民監視の観点から事業の実施後の報告を受け、個人情報保護制度の適切な運用状況を確認する機関に変容していくことを想定しています。</p>
8	<p>死者の個人情報に関する取扱いについて、今後どのようになるか教えてください。</p>	<p>課題を整理し、新たに個票を立ち上げましたので、令和4年度第3回審議会（令和4年6月24日）でご議論をお願いいたします。</p>

新条例の検討に向けての主な課題（個票）

検討項目	死者に関する個人情報の取扱い	
関係規定	現行条例	改正法
	第 2 条第 1 号	第 2 条第 1 項
新条例への規定の可否	<p>現行条例も改正法も「個人情報」は、生存する個人に関する情報であり、死者の個人情報は含まれない。さらに、改正法では、新条例に個人情報の定義として死者に関する情報を含める規定を設けることは許容されていない。</p> <p>ただし、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存個人に関する情報として改正法の保護対象となるとする一方で、死者に関する情報の取扱いについて個人情報保護制度とは別の制度として条例を定めることは妨げられていない。</p>	

関係規定は、資料集参照

課題事項	死者に関する個人情報の取扱い	<p>現行条例における運用において、過去に審議会から意見を聴き、別紙のとおり、「死者の個人情報に関する開示請求の取扱い基準」を定め運用している。同基準では、基本的に、国がガイドライン等で示している死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合に合致していると考えられる。</p> <p>そこで、同基準が改正法の趣旨に逸脱しないかを精査し、新たな規程を設けて保護すべきか検討することが求められる。</p>
------	----------------	--

考え方（案）	<p>個人情報保護制度とは別の制度としての条例制定は求めないが、現行条例の運用と同様に内部管理規程により適切な運用を行うべきである。</p> <p>現行条例における運用としての「死者の個人情報に関する開示請求の取扱い基準」は、国がガイドライン等で示している死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合と同じ主旨と考えられる。今後、個人情報保護委員会に照会し確認することを条件に、死者に関する取扱い基準を内部管理規程として制定することが相当である。</p>
	<p><b>参 考</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン（令和4年4月）のP．13</li> <li>・Q &amp; A（令和4年4月）のP．5</li> <li>・事務対応ガイド（令和4年4月）のP．33～P．34、P．182、P．387</li> </ul>

メモ欄	
-----	--

## 「死者の個人情報に関する開示請求の取扱い基準」

(世田谷区個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求に係る運用基準)

### (1) 取扱い基準の方針

死者の個人情報のうち、請求者自身の個人情報でもありと認められるもの及び社会通念上請求者自身の個人情報とみなすことができるほど請求者と密接な関係があるものに限定して、条例に基づく開示請求の対象として認める扱いとする。

### (2) 開示請求を認めることができる類型

#### ア 請求者自身の個人情報でもありと認められる情報

(ア) 請求者が死者である被相続人から相続した財産その他の権利義務に関する情報

事例： 相続した土地について、被相続人である死者が生前に区と取り交わした境界確定書、賃貸借契約書等の情報

不法行為に基づく損害賠償請求権等を相続した者が、それに関連する区で保有する記録を求める場合

(イ) 近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報

事例： 事故等によって死亡した者に関して作成された報告等の情報を近親者が求める場合

#### イ 社会通念上、請求者自身の個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報

死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報

事例： 未成年の子が学校事故によって死亡した場合、事故に関して作成された報告等の情報

### (3) 請求要件の確認方法

上記(2)の類型に即し、請求要件をそれぞれ以下のいずれかの書類により確認した上で請求を受付する。

ア 請求者自身の個人情報でもありと認められる情報

(ア) 請求者が死者である被相続人から相続した財産その他の権利義務に関する情報

(請求者の範囲：死者である被相続人から財産等を相続した者)

- a 死者の財産等が請求者に帰属していること及び死者がその他の権利義務を取得していたことの確認
  - ・不動産登記簿・契約書など当該財産が請求者又は被相続人に帰属することを証明する書類、遺産分割協議書、その他請求者が相続した財産等であることを証明する書類
  - ・示談書、和解書、その他死者がその他の権利義務を取得していたことを証明する書類
- b 請求者が相続人であることの確認
  - ・被相続人である死者及び請求者の戸籍謄本、その他請求者が相続人であることを証明する書類
- c 請求内容が当該相続財産等に係るものであることの確認
  - ・請求内容が当該相続財産等に係るものであることを示す書類

(イ) 近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報

(請求者の範囲：当該権利義務を取得した者)

- a 請求者が、死者の死に起因して、相続以外の原因により権利義務を取得したことの確認
  - ・示談書、和解書、裁判所の確定判決書、その他請求者が当該権利義務を取得したことを証明する書類
- b 請求内容が当該権利義務に係るものであることの確認
  - ・請求内容が当該権利義務に係るものであることを示す書類

イ 社会通念上、請求者自身の個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報

死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報

(請求者の範囲：死亡した未成年の子の親権者であった者)

- 死亡した未成年の子の親権者であったことの確認
  - ・戸籍謄本、その他死亡した未成年の子の親権者であったことを証明する書類